伊勢原市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づき生活困窮者の自立を支援することを目的として実施する伊勢原市生活困窮者自立相談支援事業(以下「事業」という。)について、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊勢原市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な 運営ができると認められる法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住する法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下「生活困窮者」という。)であって、本事業による支援が必要と認められる者とする。

(事業の内容)

- 第4条 事業の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 生活困窮者や社会福祉協議会、地域包括支援センターその他関係機関からの相談に応じ、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、関係機関と連携しその置かれている状況及び本人の意思を十分に確認すること(以下「アセスメント」という。)を通じて、個々の状態に合った支援の内容を記載した計画(以下「支援プラン」という。)を策定すること。
  - (2) 必要な支援の総合調整を行うとともに、生活困窮者への支援の開始後においても、その効果を確認し、包括的に支える取組を実施すること。
  - (3) 関係機関、生活困窮者に対する支援に関係する団体及び当該支援に関係する職務に従事する者とネットワークを構築した上で、生活困窮者の支援を図るための情報を交換し、及び地域において日常生活及び社会生活を営むに必要な支援体制を検討するために、必要に応じて法第9条第1項に基づく会議(以下「支援会議」という。) を開催すること。

(配置職員)

- 第5条 事業を実施するに当たり配置する職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該 各号に定める業務を行うものとする。
  - (1) 主任相談支援員 事業における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導及び育成並びに支援困難ケースへの対応を行うとともに、社会資源の開拓及び連携を行う。
  - (2) 相談支援員 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの結果を踏まえ支援プラン作成を行うとともに様々な社会資源を活用しながら支援プランに基づく包括的な支援を行う。

- (3) 就労支援員 生活困窮者へのアセスメントの結果を踏まえ、就労支援に関する 様々な社会資源を活用しながら、その者の状況に応じた能力開発及び就労支援を 行うとともに、公共職業安定所と連携を図りつつ生活困窮者への就労支援を行う。 (申込み)
- 第6条 生活困窮者からの申出又は関係機関からの紹介により、利用申込みを受け付けるものとする。この場合において、相談支援の実施に当たり必要となる関係機関との情報共有に係る同意を、対象者から得るものとする。 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則(令和2年3月31日告示第69号) この告示は、令和2年4月1日から施行する。